

事務連絡
令和5年10月27日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事 山崎 寛

国土交通省補正予算による補助事業（免許取得補助等）の募集について

平素は当部会の運営に格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業（予約受付システム等の導入支援事業、業務効率化・経営力強化事業及び人材確保・育成事業）」の実施につきましては、すでにご案内のとおり、当協会が執行団体として補助金交付申請を直接受け付け、執行にかかる事務を行っております。申請締切は11月30日（木）で先着順に受け付けておりますが、現在のところ、まだ予算に余裕がございます。今後の国土交通省の予算獲得にも繋がりますので、会員事業者の皆様には積極的に申請していただきたいと存じます。

本補助金は、トラック協会の助成金の交付を受けた場合でも対象となりますので（一部制限あり）、特に運転免許の取得（下記2.（3）⑩）については、トラック協会の助成金とあわせてご活用いただきやすいものと思われま

す。つきましては、対象となる運転免許等を取得された事業者様を中心に、貴協会傘下会員への改めての周知にご協力賜りたく、何卒よろしくお願

いいたします。
なお、補助対象や申請方法等、制度の詳細につきましては、当協会ホームページに掲載しております「募集要領」を、各事業者においてご参照いただきたく存じますが、申請に関するポイントを以下に別記いたします。

記

1. 補助事業名称

中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業（予約受付システム等の導入支援事業、業務効率化・経営力強化事業及び人材確保・育成事業）

2. 補助対象事業

（1）予約受付システム等の導入支援事業

- ①予約受付システム
- ②ASN システム
- ③受注情報事前確認システム
- ④パレット等管理システム
- ⑤配車計画システム
- ⑥車両動態管理システム

（2）業務効率化・経営力強化事業

- ⑦原価管理システム
- ⑧M&A・事業承継

(3) 人材確保・育成事業

⑨人材採用活動

⑩大型免許・けん引免許・フォークリフト運転資格

3. 申請に関するポイント

①申請資格について

この補助金の交付申請を行うには、中小トラック運送事業者であって、次のいずれかに該当することが必要となります（ただし一部事業はリース事業者・荷主企業等も可）。

ア：「ホワイト物流推進運動」の自主行動宣言を行っている

イ：働きやすい職場認証制度による認証を取得している

ウ：パートナーシップ構築宣言を行っている

なお、現時点において上記アイウのいずれも満たさない場合、「「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言については、比較的簡単な手続で宣言を行うことができ、これによって申請資格を充足することができます。詳細は「ホワイト物流」推進運動ポータルサイトをご参照ください。

(参考)「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト URL

<https://white-logistics-movement.jp/>

②申請受付期間について

申請受付期間は令和5年9月28日（木）から11月30日（木）までとしておりますが、補助対象事業①～⑩の各事業の区別なく先着順に受付を行い、予算額に達する直前で受付を締め切ることとなりますので、ご了承ください。

③補助対象期間について

補助対象期間（補助対象となるシステムの導入・事業の実施等を行う期間）の始期は、令和4年11月8日（火）としております。このため、令和4年11月8日以降に補助対象となるシステムの導入・事業の実施等を行った場合には、補助金の交付申請をすることが可能ですので、ご了承ください。

4. 添付書類

別紙1：国土交通省プレスリリース

別紙2：令和4年度国土交通省補正予算補助事業について（概要資料）

5. 当協会ホームページ掲載 URL

https://jta.or.jp/member/shien/tgl2023keiei_top.html

【本件お問合せ先】

公益社団法人全日本トラック協会 経営改善事業部（03-3354-1056）